

共同募金運動を進めるために

赤い羽根

つながりを
たやさない
社会づくり



じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

社会福祉法人神奈川県共同募金会・市区町村支会

募金期間

令和4年10月1日～
令和5年3月31日



共同募金PR大使
末尾毛山動物園のオグロワラビー
「オハナ」

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

募金ボランティアの皆さまへ

●コロナ禍における衛生配慮のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、募金活動の際には、マスクの着用や手指の消毒などにより飛沫の拡散を防ぐようご配慮くださいますようお願いいたします。

●コロナ禍における緊急支援事業を実施しています

共同募金会では、令和2年3月から学校の臨時休校に伴う子どもたちへの支援や、休職等により生活に困窮されている方々への緊急支援事業を継続して実施しています。コロナ禍における募金活動に大変ご心労をおかけしますが、緊急時の共同募金事業にご理解くださいますようお願いいたします。

共同募金の使途は「はねっと」で公開しています。
<https://www.akaihane.or.jp/hanett>

共同募金についてのお問い合わせ・ご照会は
社会福祉法人神奈川県共同募金会へ
☎ 045-312-6339



4月中旬～6月末
民間社会福祉団体からの配分申請を受け付けます。



10月1日～
募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。



11月～翌年2月末
配分委員会で配分申請事業の内容を審査します。委員18名が分担して配分申請施設の実地調査も行います。



翌年3月中旬
理事会・評議員会で配分を決定します。理事・評議員は地域の代表・各界の代表で構成されています。



翌年4月～
配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

寄付金が
配分されるまで

寄付者

- 家庭から ●街頭で
- 会社・法人から
- 学校・職場で ●その他

5

寄付

寄付の呼びかけ

4

ボランティア

6

寄付金
とりまとめ

協力依頼

3

共同募金会
市区町村支会

7

寄付金送金

協力依頼

2

神奈川県共同募金会

8

配分決定

配分要望

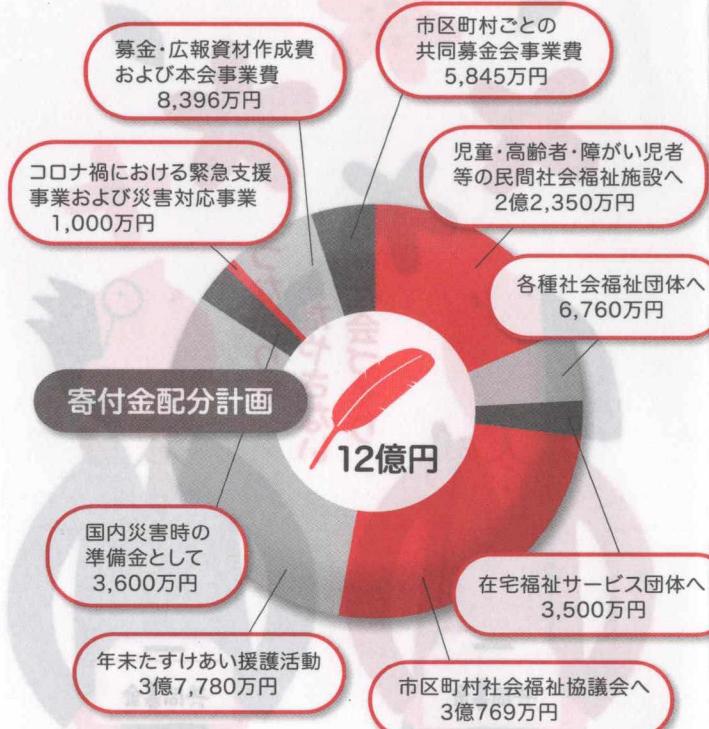
1

共同募金の配分を受ける
民間の社会福祉施設・団体

- 社会福祉施設
- 市区町村の社会福祉協議会
- 社会福祉団体

令和4年度の募金目標額は12億円です。

令和4年度の配分計画額12億円は、次のように配分されます。



みんなボランティアです。

共同募金は、町内会・自治会をはじめ、民生委員児童委員や学生ボランティアなど、毎年、さまざまな分野を通じて多くの県民の皆さんにご支援いただき、県下一齊に運動を展開しています。

募金活動に参加する人、街頭での呼びかけに快く足を止めて募金してくださる人々……。

共同募金は、“たすけあいの精神”に支えられて行われます。

使途(配分)計画に基づく目標額があります。

県内の地域福祉活動を推進するために、事前に使途(配分)計画を立てて寄付金募集を行うことが、「社会福祉法」により定められています。毎年、使途計画に基づいて募金目標額を広く公表し、県民の皆さんに協力を呼びかけて実施します。

昨年度の寄付金は10億8,885万円。

共同募金会では、コロナ禍で支援を必要とされる方々をはじめ、

近年多発する大規模災害時の被災者支援活動にも積極的に取り組みながら、たすけあいの心を基調とした地域福祉を推進してまいります。



皆さまからの寄付金は、次のように活用されています。

地域福祉を推進するさまざまな活動を支援
～コロナ禍における緊急支援事業～

私たちが暮らす地域の中では、高齢者や障がい者を守るために支援活動に加え、コロナ禍で生活に困窮されている方々や生活・教育環境の変化を余儀なくされる子どもたちを支援するため、共同募金会では、企業の皆さま方や社会福祉協議会(社協)、NPO等と連携して、子ども食堂やフードバンク、学生向けの「食」支援を行っています。

新型ウイルスによるパンデミック



はこね社協はらべこ救助隊(箱根町)



子ども食堂(おはよう食堂)
(横浜市都筑区)



社会福祉協議会による生活困窮者への
食糧支援(三浦市社協)

税の特典

共同募金の寄付金には、税制上の優遇措置があります!!

- 法人からのご寄付は……寄付金額が「全額損金扱い」になります。
- 個人からのご寄付は……「2千円を超える額」が寄付金控除の対象となります。

個人からのご寄付は、所得税・住民税の寄付金控除を次のとおり受けることができます。

★ 所得税…寄付者が税制優遇の申告内容を、次のいずれかの方法から選択できます。

A. 次の金額が「課税対象となる所得金額」から控除されます。

所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円

B. 次の金額が「納付すべき所得税額」から控除されます。

税額控除額=[寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円]×40%

→ 税額控除額はその年分の所得税額の25%が限度となります。

★ 住民税…次の計算方法で算出した金額が「納付すべき住民税額」から控除されます。

税額控除額=[寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2千円]×10%

※ 故人の遺産を寄付(相続寄付)される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる税制上の優遇措置があります。詳細は、事務局までお問い合わせください。



(福)生活工房・さつき六番館/福祉車両整備(川崎市多摩区)